

議案第 2 1 号

専決処分の承認を求めることについて

北本市税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成 2 6 年 6 月 5 日 提出

北本市長 石 津 賢 治

## 専 決 処 分 書

北本市税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成26年3月31日

北本市長 石 津 賢 治

# 北本市税条例等の一部を改正する条例

(平成26年 3月31日)  
(条 例 第 4 号)

(北本市税条例の一部改正)

第1条 北本市税条例（昭和29年条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則第10条の3に次の1項を加える。

10 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 耐震改修が完了した年月日
- (5) 施行規則附則第7条第11項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用
- (6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第21条第1項を次のように改める。

第56条の規定は、法第348条第2項第9号、第9号の2又は第12号の固定資産について法附則第41条第3項の規定の適用を受けようとする一般社団法人又は一般財団法人について準用する。この場合において、第56条中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは、「法附則第41条第3項に規定する一般社団法人若しくは一般財団法人」と読み替えるものとする。

附則第21条第2項を削る。

附則第 2 1 条の 2 中「附則第 4 1 条第 1 5 項各号」を「附則第 4 1 条第 9 項各号」に改め、同条第 1 号中「附則第 4 1 条第 1 4 項」を「附則第 4 1 条第 9 項」に改め、同条第 2 号中「附則第 4 1 条第 1 5 項」を「附則第 4 1 条第 9 項」に改める。

(北本市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 北本市税条例等の一部を改正する条例（平成 2 5 年条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中北本市税条例附則第 2 1 条の 2 の改正規定を次のように改める。

附則第 2 1 条の 2 中「附則第 4 1 条第 9 項各号」を「附則第 4 1 条第 8 項各号」に改め、同条第 1 号及び第 2 号中「附則第 4 1 条第 9 項」を「附則第 4 1 条第 8 項」に改める。

附則第 1 条第 3 号中「改正規定」の次に「（附則第 2 0 条の 4 第 5 項第 3 号の改正規定中「係る」の次に「利子所得の金額又は」を加える部分を除く。）」を加える。

## 附 則

第 1 条 この条例は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 条 別段の定めがあるものを除き、第 1 条の規定による改正後の北本市税条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成 2 6 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成 2 5 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第 1 0 条の 3 第 1 0 項の規定は、この条例の施行の日以後に耐震改修が行われる同項に規定する耐震基準適合家屋に対して課すべき平成 2 7 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

参考資料

北本市税条例の一部を改正する条例新旧対照表（北本市税条例等の一部を改正する条例第1条関係）

（下線は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>附 則 （新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告） 第10条の3 略 2～9 略</p>	<p>附 則 （新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告） 第10条の3 略 2～9 略 10 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、<u>同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</u> <u>(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称</u> <u>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積</u> <u>(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日</u></p>

<p>(旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第21条 <u>平成21年度分から平成25年度分までの固定資産税に係る第56条の規定の適用については、同条中「公益社団法人及び公益財団法人」とあるのは、「公益社団法人若しくは公益財団法人(法附則第41条第3項の規定により公益社団法人又は公益財団法人とみなされる法人を含む。)」とする。</u></p> <p>2 <u>第56条の規定は、法附則第41条第11項第1号から第5号までに掲げる固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者について準用する。この場合において、第56条中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは、「法附則第41条第11項に規定する移行一般社団法人等」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>(4) <u>耐震改修が完了した年月日</u></p> <p>(5) <u>施行規則附則第7条第11項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用</u></p> <p>(6) <u>耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由</u></p> <p>(旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第21条 <u>第56条の規定は、法第348条第2項第9号、第9号の2又は第12号の固定資産について法附則第41条第3項の規定の適用を受けようとする一般社団法人又は一般財団法人について準用する。この場合において、第56条中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは、「法附則第41条第3項に規定する一般社団法人若しくは一般財団法人」と読み替えるものとする。</u></p>
---	---

第21条の2 法附則第41条第15項各号に掲げる固定資産について同項の規定の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 当該固定資産を事業の用に供する者が法附則第41条第14項に規定する特定移行一般社団法人等（以下この条において「特定移行一般社団法人等」という。）に該当することを明らかにする書類
- (2) 次に掲げる事項を記載した書類
  - ア 法附則第41条第15項の規定の適用を受けようとする土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
  - イ 法附則第41条第15項の規定の適用を受けようとする家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
  - ウ 法附則第41条第15項の規定の適用を受けようとする償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途
- (3)～(5) 略

第21条の2 法附則第41条第9項各号に掲げる固定資産について同項の規定の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 当該固定資産を事業の用に供する者が法附則第41条第9項に規定する特定移行一般社団法人等（以下この条において「特定移行一般社団法人等」という。）に該当することを明らかにする書類
- (2) 次に掲げる事項を記載した書類
  - ア 法附則第41条第9項の規定の適用を受けようとする土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
  - イ 法附則第41条第9項の規定の適用を受けようとする家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
  - ウ 法附則第41条第9項の規定の適用を受けようとする償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途
- (3)～(5) 略

北本市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例新旧対照表（北本市税条例等の一部を改正する条例第2条関係）

（下線は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>（北本市税条例の一部改正）</p> <p>第1条 北本市税条例（昭和29年条例第6号）の一部を次のように改正する。</p> <p>略</p> <p><u>附則第21条の2中「附則第41条第15項各号」を「附則第41条第14項各号」に改め、同条第1号中「附則第41条第14項」を「附則第41条第13項」に、同条第2号中「附則第41条第15項」を「附則第41条第14項」に改める。</u></p> <p>附 則 （施行期日）</p> <p>第1条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 第1条中北本市税条例附則第6条第4項、第6条の2第4項、第7条の4、第16条の3及び第19条から第20条の5までの改正規定並びに次条第3項の規定</p>	<p>（北本市税条例の一部改正）</p> <p>第1条 北本市税条例（昭和29年条例第6号）の一部を次のように改正する。</p> <p>略</p> <p><u>附則第21条の2中「附則第41条第9項各号」を「附則第41条第8項各号」に改め、同条第1号及び第2号中「附則第41条第9項」を「附則第41条第8項」に改める。</u></p> <p>附 則 （施行期日）</p> <p>第1条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 第1条中北本市税条例附則第6条第4項、第6条の2第4項、第7条の4、第16条の3及び第19条から第20条の5までの改正規定<u>（附則第20条の4第5項第</u></p>



平成29年1月1日

3号の改正規定中「係る」の次に「利子所得の金額又は」  
を加える部分を除く。）並びに次条第3項の規定 平成  
29年1月1日